

(案)

令和2年度中間市地域公共交通網形成計画推進事業の取組について

1. 地域公共交通の課題

- (1) 中間市西部の公共交通空白地区への対策
- (2) 中間市東部の公共交通不便地への対策検討
- (3) 西鉄バス中間線をはじめとする路線バスの利用促進
- (4) 公共交通ネットワークとしての利便性向上による利用促進



2. 課題解決に向けた方策（計画推進事業の取組み）

- (1) 公共交通不便地の解消
- (2) 交通まちづくりに対する市民の意識向上
- (3) 公共交通ネットワークの強化



3. 地域公共交通の将来像（公共交通の方針）

体系的な交通ネットワークを整備するとともに、利便性の向上、交通環境の整備により周辺地域との交流及び都市内の円滑な移動を支えるネットワークの構築

▼平成 28 年度の取組

- ①なかよし号の運行 平成 28 年 10 月から運行開始
- ②南校区アンケート調査（平成 28 年 10 月 3 日～19 日実施）及びモニタリング調査
- ③公共交通マップの作成と全戸配布 3 月配布

▼平成 29 年度の取組

（1）公共交通不便地の解消

- ①なかよし号の利用実態の把握
底井野校区アンケート調査（平成 29 年 9 月 27 日～10 月 13 日実施）及びモニタリング調査
- ②中間市東部の高低差による不便地をサポートする移動手段の検討
平成 28 年度に取り組んだ南校区アンケート調査及びモニタリング調査の事業報告書を基に、中間南校区の住民を対象とした住民座談会（平成 29 年 10 月 18 日、19 日、23 日、25 日の計 4 日）を開催した。

（2）交通まちづくりに対する市民の意識向上

- ①交通まちづくりの周知（モビリティマネジメントの実施）
中間西校区の路線バス沿線住民を対象に時刻表や利便施設を掲載した情報冊子の配布やアンケート調査を実施し、公共交通への利用を促した。
⇒モビリティ・マネジメントの実施
※モビリティ・マネジメントとは、一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変更することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。（「モビリティ・マネジメントの手引き」土木学会）
- ②交通まちづくりの周知（高齢者の免許返納施策）
高齢者が加害者となる事故の防止と公共交通利用のきっかけになることを目的として、70 歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した方を対象とした高齢者運転免許証自主返納支援事業を平成 29 年 10 月 1 日から実施した。

▼平成 30 年度の取組

（1）公共交通不便地の解消

- ①中間市西部の公共交通空白地区をサポートする移動手段の検討
平成 29 年度に取り組んだ底井野校区アンケート調査及びモニタリング調査の事業報告書を基に、底井野校区の住民を対象とした住民座談会（平成 30 年 10 月 16 日、17 日、18 日、日、23 日、26 日の計 5 日）を開催した。

②中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」及び底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の運行改善

今後の運行改善に向けて、平成29年10月に実施した中間南校区住民座談会での意見や平成30年10月に実施した底井野校区住民座談会での意見を基に、これまでの運行状況の分析を行いながら改善に向けた検討を行った。

(2) 交通まちづくりに対する市民の意識向上

①交通まちづくりの周知（モビリティ・マネジメントの実施）

平成29年度に中間西校区の路線バス沿線住民を対象に配布した情報冊子と同様に、中間西校区の路線バス沿線住民を対象に配布するための情報冊子を作成した。また、公共交通の利用を促すために、直接住民から意見を聞くことができる機会を検討した。

②交通まちづくりの周知（高齢者の免許返納施策）

高齢者が加害者となる事故の防止と公共交通利用のきっかけになることを目的として、70歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した方を対象とした高齢者運転免許証自主返納支援事業を継続して実施した。

▼令和元年度の取組

(1) 公共交通不便地の解消

①中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の運行改善

平成28年度に実施した中間南校区アンケート調査及びモニタリング調査の事業報告書、平成29年10月に実施した中間南校区住民座談会での意見などを基に、令和元年10月から「通谷・桜台系統」のダイヤ改正を実施した。

②底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の運行改善

平成29年度に実施した底井野校区アンケート調査及びモニタリングの調査事業報告書、平成30年10月に実施した底井野校区の住民を対象とした住民座談会での意見などを基に、令和元年10月から「中間市役所」停留所での乗降制限の解除を実施した。

(2) 交通まちづくりに対する市民の意識向上

①交通まちづくりの周知（モビリティ・マネジメントの実施）

平成30年度に作成した、中間校区の路線バス沿線住民を対象とする情報冊子を配布した。

②交通まちづくりの周知（高齢者の免許返納施策）

高齢者が加害者となる事故の防止と公共交通利用のきっかけになることを目的と

して、70歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した方を対象とした高齢者運転免許証自主返納支援事業を継続して実施した。

また、令和2年3月16日から販売を開始している「筑豊電気鉄道昼割全線フリー定期券」を応援内容の対象に追加した。

▼令和2年度の取組

(1) 公共交通不便地の解消

①中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の運行改善

これまでの運行実績と地域住民や運行事業者からの要望等を踏まえ、令和2年10月から「通谷・桜台系統」の運行ルートを変更する。

また、利用者数が減少傾向にある「太賀・朝霧系統」について、利用実態の把握に努める。

②底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の運行改善

平成29年度に実施した底井野校区アンケート調査及びモニタリングの調査事業報告書、平成30年10月に実施した底井野校区の住民を対象とした住民座談会での意見などを基に、引き続き運行状況の分析を行いながら改善に向けた検討を行う。

(2) 交通まちづくりに対する市民の意識向上

①交通まちづくりの周知（モビリティ・マネジメントの実施）

路線バス沿線住民を対象としたバスの乗り方教室を実施し、公共交通への利用を促す。

②交通まちづくりの周知（高齢者の免許返納施策）

高齢者が加害者となる事故の防止と公共交通利用のきっかけになることを目的として、70歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した方を対象とした**高齢者運転免許証自主返納支援事業**を継続して行う。

(3) 網形成計画推進事業の効果検証

中間市地域公共交通網形成計画の計画期間は平成28年度から令和2年度までであることから、今年度末までに、計画に掲げる実施施策の効果検証を行い、目標値の達成状況の把握に取り組む。



地域公共交通ネットワークの強化

4 令和2年度実施スケジュール案

項目	年月		令和2年						令和3年		
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
コミュニティバスの利用促進・運行改善											
南校区「フレンドリー号」利用促進・運行改善	[Blue bar]										
底井野校区「なかよし号」利用促進・運行改善	[Blue bar]										
路線バス沿線住民に対するモビリティマネジメント											
バスの乗り方教室								[Blue bar]			
高齢者の免許返納施策											
免許証自主返納支援事業	[Blue bar]										
推進事業の効果検証											
推進事業の効果検証	[Blue bar]										
交通会議開催		◆	◆	□				□	◆		◆

◆：交通会議 □：幹事会

【参考】中間市の公共交通まちづくりに向けた施策の概要と実施スケジュール

(1) 実施施策の概要 ※中間市地域公共交通網形成計画抜粋

▼中間市の公共交通まちづくりに向けた施策の概要

方 策	実施施策の概要
公共交通不便地の解消	①中間市西部の空白地へ新たな公共交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通不便地である底井野校区へ公共交通を導入する。
	②中間市東部の高低差による不便地をサポートする移動手手段の検討 <ul style="list-style-type: none"> ●南校区コミュニティバスを検証することで、高低差による公共交通不便地の改善を検討する。
中間市の公共交通ネットワークの強化	①乗継拠点における乗継ダイヤの改善 <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通のネットワークとしての一体性を高め、各拠点へのアクセスの利便性向上や拠点間の連携強化のため、交通結節点での乗り継ぎに配慮したダイヤを検討する。
	②- 1 乗継環境の改善（拠点バス停のバス待ち環境の向上） <ul style="list-style-type: none"> ●乗継の拠点となるバス停において、バスを待つ環境の向上を検討する。
	②- 2 乗継環境の改善（乗継拠点駅におけるバス情報の充実） <ul style="list-style-type: none"> ●バス利用者がバスを利用するときに必要な情報を、手軽にわかりやすく提供し、利便性向上を図る。
	②- 3 乗継環境の改善（IC カードの利用促進） <ul style="list-style-type: none"> ●nimoca 及びSUGOCA カードの利用環境拡大による利便性向上を図り、都心部での利便性向上や公共交通利用促進をめざす。
	②- 4 乗継環境の改善（バス接近情報の提供） <ul style="list-style-type: none"> ●いつバスが来るかわからないという心理的抵抗感を軽減することで利用促進をめざす。
	②- 5 乗継環境の改善（移動環境の改善） <ul style="list-style-type: none"> ●ノーマライゼーションの理念に基づき、公共交通利用環境の改善をめざす。
	③他分野との連携等による地域全体で公共交通を支えるしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ●地元企業との連携によって、公共交通の維持に向けた取り組みをめざす。
中間市の交通まちづくりに対する市民の意識向上	①- 1 交通まちづくりの周知（公共交通マップの配布） <ul style="list-style-type: none"> ●市民の公共交通への意識向上及び利用促進に向けて、公共交通まちづくりに関する情報提供を行う。
	①- 2 交通まちづくりの周知（モビリティ・マネジメントの展開） <ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりのライフスタイルに公共交通の利用が定着するよう、モビリティ・マネジメント※（MM）等の広報・啓発活動を行う。
	①- 3 交通まちづくりの周知（高齢者の免許返納施策） <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の免許返納に対して、公共交通の利用の支援策を検討する。

(2) 実施スケジュール ※中間市地域公共交通網形成計画抜粋

▼施策の実施スケジュールと主な実施主体

方策 及び 具体施策	スケジュール					主な実施主体
	H28	H29	H30	R1	R2	
1. 公共交通不便地の解消	関係地区におけるモニタリングによる検証			見直し及び他地区への運用検討		
施策① 中間市西部の空白地へ新たな公共交通の導入	導入	住民アンケート	住民座談会	評価・見直し		事業者、市
	※底井野校区への新たな公共交通導入とモニタリング結果による評価 ※見直し運行					
施策② 中間市東部の高低差による不便地をサポートする移動手段の検討	住民アンケート	住民座談会	評価・見直し			事業者、市
	※南校区コミュニティバスのモニタリング結果による評価 ※見直し運行。および他地区への運用検討					
2. 中間市の公共交通ネットワークの強化	実施準備・実施期間				評価	
施策① 乗継拠点における乗継ダイヤの改善	協議・準備・実施				市民利用の検証	事業者、市
	※事業者と協議及び実施 ※適宜、ダイヤ見直し ※評価					
施策②-1 乗継環境の改善（拠点バス停のバス待ち環境の向上）	協議・準備・実施				市民利用の検証	事業者、市
	※事業者と協議及び実施 ※乗継改善の継続実施 ※評価					
施策②-2 乗継環境の改善（乗継拠点駅におけるバス情報の充実）	協議・準備・実施				市民利用の検証	事業者、市
	※評価					
施策②-3 乗継環境の改善（ICカードの利用促進）	実施				市民利用の検証	事業者、市
	※ICカード利用の促進に向けた情報発信に取り組む ※評価					
施策②-4 乗継環境の改善（バス接近情報の提供）	協議・準備・実施				市民利用の検証	事業者、市
	※西鉄バスと調整・検討を行う。 ※評価					
施策②-5 乗継環境の改善（移動環境の改善）	協議・準備・実施					事業者、市
	※バリアフリーまちづくりへの検討を進め、取り組めるところから実施する。					
施策③ 他分野との連携等による地域全体で公共交通を支えるしくみづくり	協議・準備・実施					事業者、市
	※公共交通まちづくりへの理解を事業者等へ図り、取り組めるところから実施する。					

方策 及び 具体施策	スケジュール					主な 実施主体
	H28	H29	H30	R1	R2	
3. 中間市の交通まちづくりに対する市民の意識向上	市民への啓発・取組み促進の期間			効果検証期間		
施策①-1 交通まちづくりの周知（公共交通マップの配布）	実施 ※最初に市民への啓発活動としてマップ作製を行う。 ※続いて、利用環境の改善などの実施状況に合わせてMMツールとして作成				市民利用の検証 ※評価	市民、事業者、市
施策①-2 交通まちづくりの周知（モビリティ・マネジメントの展開）		MMの準備・実施 ※路線バス沿線住民等を対象にMMを実施する			市民利用の検証 ※評価	市民、事業者、市
施策①-3 交通まちづくりの周知（高齢者の免許返納施策）	協議・準備・実施					市民、事業者、市
	※関係部署と協議を進め、取り組みを検討する。					